欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	18,000	12,350	6,750	6,750	1,800	2,800	2,800
アイルランド	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	246	169	92	92	25	38	38
アルバニア	ﾚｸ	16,000	11,000	6,000	6,000	1,600	2,500	2,500
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	69,570	47,830	26,090	26,090	6,960	10,870	10,870
イタリア	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	3,855	2,650	1,445	1,445	385	600	600
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,231,000	846,000	462,000	462,000	123,000	192,000	192,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	114	79	43	43	11	18	18
エストニア	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
オーストリア	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
オランダ	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	55,150	37,950	20,700	20,700	5,500	8,600	8,600
キプロス	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
ギリシャ	ﾕｰﾛ	130	89	49	49	13	20	20
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,130	6,960	3,800	3,800	1,010	1,580	1,580